

平成30年度・第2回 富士見市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時	平成30年8月9日(木曜日) 午前・午(後) 2時00分				
開催場所	富士見市役所 第2委員会室				
会議時間	開会	午前・午(後) 2時00分	議長	萩元 寶三郎	
	閉会	午前・午(後) 3時35分			
出席者数	委員 15名 事務局員 10名				
出席委員	会長	萩元 寶三郎	委員	飯島 達也	
	会長代理	吉野 欽三	委員	小柳 聡	
	委員	新井 政子	委員	斉田 征弘	
	委員	黒田 隆夫	委員	池内 八十四郎	
	委員	加治 隆	委員	近藤 静江	
	委員	梶 美智子	委員	伊藤 哲洋	
	委員	田中 聰行	委員	坂本 益雄	
	委員	濱田 英治			
欠席員	委員	北村 善男	委員	長島 康治	
	委員	厚澤 茂男			
参 与					
事務局	市長	星野 光弘	保険年金課副課長	長根 博明	担当書記
	市民生活部長	清水 昌人	保険年金課主任	三村 崇	
	収税課長	塩野 英樹	保険年金課主任	上村 圭介	
	健康増進センター所長	望月 多恵	収税課副課長	真中 剛	
	保険年金課長	久保田 智子	収税課副課長	吉田 兼治	
会議録署名委員	梶 美智子 委員		池内 八十四郎 委員		

◎市長より諮問

○保険年金課副課長 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきますと思います。

まず初めに、星野市長より諮問を会長にお願い致します。

○市長 富士見市国民健康保険運営協議会会長、萩元寶三郎様。諮問書。

諮問第1号 平成30年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算について。諮問第2号 平成29年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算について。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

○保険年金課副課長 それでは、本日の会議の前に資料の確認と報告がございます。

まず、資料の確認ですが、先日送付させていただきました資料はお持ちいただいておりますでしょうか。

本日配付させていただいた資料は、本日の次第、それから資料3、2つございます。大変申し訳ございませんが、先日送付させていただきました資料3の中に誤りが見つかりましたため、差替えをお願い致します。

また、2号委員であります北村委員、3号委員であります長島委員、4号委員であります厚澤委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告致します。

それでは、ただいまより平成30年度第2回富士見市国民健康保険運営協議会を開会致します。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

○保険年金課副課長 お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

初めに、本運営協議会の会長であります萩元様よりご挨拶をお願い致します。

○会長 皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、またお暑い中、ご出席いただきましたことにつきまして、まず心から厚く御礼申上げる次第でございます。

国民健康保険につきましても、昨年、税率改正をということで、皆様方のご理解とご協力によりまして、12月定例議会に提案致しまして、可決成立となったわけでございます。それに基づきまして、平成30年度の課税につきましても、事務局はじめ多くの皆様方のご協力によりまして、課税をさせていただいたということになっておるわけございまして、その課税にあたりまして、加入者の皆様方の深いご理解とご協力によりまして、問題なく課税ができたということを事務局から一報をいただいたわけでございます。これは本当に良かったなと私も考えているところでございます。3年間かけてある程度までの数値を持っていくということによって、納税者の皆様方も理解をいただいたのかなと考えたところでございます。

本日は、市長から2件の諮問をいただきました。平成30年度の補正予算、平成29年度富士見市国民健康保険特別会計の決算ということでございます。

どうか皆様方にこの2件を十分ご理解とご議論をしていただきまして、スムーズに解決できますようご協力をお願い申し上げます、簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしくどうぞお願い致します。

○保険年金課副課長 ありがとうございます。

#### ◎市長挨拶

○保険年金課副課長 続きまして、保険者であります星野市長よりご挨拶申し上げます。

○市長 では、皆さんこんにちは。大変お忙しいところを第2回の国民健康保険運営協議会にご出席を賜りましたこと、御礼申し上げます。ありがとうございます。

まず、台風でございますが、太平洋上を東北へ向けてゆっくりとしたスピードではございますが、本市にとりましては大きな被害はございませんでした。これに先立ちまして、その2週間前の台風の折にも災害対策本部を設置する前に、総括班会議というのがございます。関係部長並びに安心安全課を中心として、事前に情報の整理などをさせていただいて、台風がどのような大きさなのかなどを協議しながら対応を進めるという会議でございますが、2週間前も昨晚も、担当者につきましては、泊まりながらこうした会議を持ちながら、情報交換をし、事なきを得たということでございます。これからも台風シーズン、もう既に太平洋上には新しい台風があるということでございます。本市につきましては、水害等の懸念がございますので、防災、減災に向けてこれからも頑張ってもらいますことをご報告申し上げたいと思います。

さて、第2回の運営協議会に際しまして、ただいま会長へ諮問を2つ出させていただきました。1点は29年度の決算でございます。旧制度におきます決算でございますので、何とぞご審議よろしくお願い申し上げます。

また、4月より新しい体制、新制度でスタートをさせていただきました。現在のところ大きな混乱もなく、順調に市民の皆様にご理解がいただけているというところでございます。こうした中で、激変緩和など税率改定につきましても、理解を得られていると、このように思っているところでございますが、まだまだ問い合わせ等あれば、しっかり丁寧にお答えをするということで、課長以下、頑張っているところでございます。これからもご理解のほどお願い申し上げます。

そして、9月には新しい被保険者証の更新も予定されてございます。粛々と事務を進めてまいりたいと思います。どうぞこれからも制度は変わりましたが、私どもは市民の一番の窓口である富士見市としてこれからも国民健康保険をしっかりと市民の皆さんにお使いをいただき、また健全な制度として努力すべく進めてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

終わりに、委員皆様方のますますのご活躍、ご繁栄、そしてまだまだ暑い日が続くようでございますので、お体にもご自愛をいただきまして、この後のご健勝をお祈り申し上げます。

以上をもちまして、冒頭ご挨拶とさせていただきます。どうぞご審議のほどよろ

しくお願い申し上げます。

○保険年金課副課長 ありがとうございます。

なお、市長におきましては、所用により、ここで退席させていただきますので、ご了承ください。

○市長 では、会長、よろしくお願い致します。

○保険年金課副課長 それでは、以後の進行につきましては会長よりお願い致します。

○会長 はい、わかりました。それでは、次第に基づきまして、順次進めてまいりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

#### ◎会議録署名委員の選出

○会長 それでは、会議録の署名委員の選出でございますが、私のほうからお名前を申し上げさせていただきます。

本日の会議録署名委員を指名致します。

会議録署名委員には、梶美智子委員さん、池内委員さんをご指名致します。よろしくお願い致します。

#### ◎諮問事項

○会長 それでは、諮問事項につきまして提案申し上げます。

諮問第1号 平成30年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算についてを議題と致します。事務局よりご説明をお願い致します。

○保険年金課副課長 皆さん、こんにちは。保険年金課副課長の長根と申します。よろしくお願い致します。それでは、早速説明を始めさせていただきますが、着座にて失礼致します。

それでは、資料1をご覧ください。A3横長の資料となっておりますが、上段に歳入、下段に歳出という形で書かせていただいておりますが、今回30年度の補正予算案を提出させていただく理由は、大きく2つございます。1つ目は上段の歳入、こちらの繰越金のところでございますが、平成29年度の決算が確定したことにより、繰越金を2,067万2,000円増額の補正をするものでございます。

2つ目は下段の歳出でございます。こちらの諸支出金ですが、昨年度の退職者医療療養給付費に係る交付金につきまして、実績報告を行った結果、約1,253万5,000円の返還金が生じることが判明したため補正をするものでございます。

補正にあたりましては歳入歳出それぞれ科目がございますので、金額を相殺した上で、なおかつまだ歳入が超過となっておりますので、ここの超過分におきましては、歳入の繰入金、こちらを減額と致しまして、予算額を合わせております。

説明は以上で終わりでございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から内容につきましてご説明をいただきました。

それでは、ここで質疑を受けたいと思いますが、質疑はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

「なし」の声

○会長 質疑がなければ、討論を行います。

討論ある方につきましては、挙手願います。よろしゅうございますか。

「なし」の声

○会長 ないようでございますので、それでは諮問第1号につきまして、賛成の皆様方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員でございます。

よって、諮問第1号は承認されました。ありがとうございました。

続きまして、諮問第2号 平成29年度富士見市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算についてを議題と致します。

事務局よりご説明をお願い致します。

○保険年金課長 皆様、こんにちは。保険年金課長の久保田でございます。本日はよろしくお願ひ致します。

先ほど会長にもご報告はさせていただいたのですが、30年度の本算定、課税について、7月9日に納税通知書を送付させていただきました。その後の事務局に対する市民の皆様からの問い合わせ等については、例年あります、「去年よりもどうして高いんだ」等の電話の問い合わせは何件かありました。内容をよく確認しますと、その方の所得が増えたことによる増額でしたので、税率改定をやらせていただいたことに関しての問い合わせというのは、今のところはございません。窓口でも大きなトラブルはなく、職員も、もしそういうことがあれば丁寧な対応をとらせていただくということは今後も続けてまいりたいと思いますので、いろいろとご審議をありがとうございました。

それでは、座らせていただきまして、29年度の国保特別会計の歳入歳出決算について説明をさせていただきます。

資料2、富士見市国民健康保険の概要というA3横の資料をお願い致します。こちらは平成29年度の国保の加入状況でございます。上から4つ目に記載されております市の総人口は毎年増加傾向にございますが、その下にあります国保被保険者数、こちらが2万4,744人、前年度比で1,451人減少しております。ここ数年、被保険者数は減少傾向にありまして、平成27年度と比較しますと3,248人の減少となっております。この被保険者の減少の要因と致しましては、短時間労働者等を含む方々の被用者保険への加入と、また年齢到達による後期高齢者医療制度への移行が大きいのではないかと捉えております。

この市町村国保の被保険者の減少傾向は全国的な傾向でありまして、厚労省のまとめによりますと、平成28年度は前年度比で、全国で170万人の被保険者の減少であるということでございます。

次に経理状況でございます。歳入総額は122億9,772万7,000円、歳出総額は122億

2,705万5,000円となり、実質収支は7,067万2,000円でした。しかし、その下の単年度収支、こちらをご覧くださいと約3億8,000万円の赤字であり、この赤字を一般会計からの法定外繰り入れとして補填をしていただき、国保の特別会計は成り立っております。

一般会計からの法定外繰入金額の3億8,000万円は、前年度比約3億4,000万円の減少となっております。法定外繰入金額の減額の要因と致しましては、医療費の支出が少なかったこと、また国庫支出金等の歳入が超過交付も含め多く歳入されたことであると考えております。医療費の減につきましては、予想を上回る被保険者の減少が大きく影響しております。また、高額薬品の単価の引き下げ等も若干の影響があったのではないかと考えております。

歳入の超過交付につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、療養給付費等負担金という国からの負担金で約1億7,000万円が超過交付、富士見市が貰い過ぎという形になっておりますので、平成30年度末に返還する予定でございます。

次に国保税の状況でございます。決算額等の欄の合計をご覧ください。平成29年度現年分の調定額は21億8,980万7,000円、前年度比1億6,473万6,000円の減額となっております。収納率を見ていただきますと、前年度比1.73%増の91.7%でございます。調定額の減額につきましては被保険者の減少が要因であり、収納率の向上は早目の督促や催告の実施による収税課の努力の結果であると考えております。

次に、その下、軽減と減免状況でございます。一番下の欄、199世帯を対象とした減免対象の例を挙げさせていただきますと、社会保険に加入していた世帯主の方が後期高齢者医療制度に加入するケースで、その扶養に入っていた方が国保に加入する場合、申請によりまして保険税が減免される、旧被扶養者に対する減免制度というものがございます。この件数が147件。それと災害に対しての減免対象数が7件となっております。

それでは、右のページをお願い致します。給付の状況ですが、療養給付費等費用額の部分、療養給付費全体としましては85億416万6,000円、前年度比4億5,937万3,000円の減額となっております。しかし、その下の欄、1人当たりというところをご覧ください。33万2,051円、前年度比5,534円の増額となっております。医療の高度化や被保険者の高齢化により1人当たりの医療費は増額しているのが本市の現状でございます。

続きまして、その下、出産育児一時金ですが、89件となっております。このうち海外の出産は3件でした。

一番下の保健事業の欄をご覧ください。特定健康診査についてですが、平成30年7月末現在の受診率は43.9%、この43.9%という数字は、前年度比0.1%の微増ではございますが、一応増えているという受診率になっております。受診率向上の取組みにつきましては、後ほど歳入歳出の詳しい決算資料でご説明を致します。特定健康診査の受診件数は減少傾向にございますが、その下に記載があります人間ドックの受診件数は若干ながらでございますが、増加傾向となっております。被保険

者の方々の健康への意識は高くなっており、専門的な健診である人間ドックを受ける方が特定健診を受ける方より多いのではないかと考えております。

概要につきましては以上となります。

続きまして、1枚めくっていただきまして、富士見市国民健康保険特別会計の決算ということで、29年度と28年度の決算額の比較増減額を一覧とした表となっております。こちらの下の段、歳出の款のところでは保険給付費という欄をご覧ください。比較してみますと約3億8,000万円の減額となっております。この保険給付費の減額に影響される形で、医療費に起因する財政運営の不安定を緩和するための共同事業に対する拠出金であります7番目の共同事業拠出金が1億4,000万円ほど減額となっております。前年度の決算額との比較におきましても医療費の支出が少なかったということが数字として表れております。

それでは、次の資料をお願い致します。こちらは決算の内容を細かく記載した表になります。とても細かくなっておりますので、説明につきましては、予算現額と決算額に大きな差額がありますところを中心に説明をさせていただきます。

まず、歳入の国民健康保険税でございます。右側の説明及び算出基礎欄をご覧ください。調定額、収納額、還付未済額、収納率を平成27年度から29年度分まで記載しております。こちらは現年分につきましては、先ほど概要で数字を説明させていただきましたので、説明は割愛させていただきます。滞納繰越分の収納率を見ていただきますと、前年度比4.6%増の27.92%となっております。執行停止などの業務を含め、収税課の適正な業務の結果だと考えております。

それでは、左側に戻っていただきまして、国庫支出金をご覧ください。全体では予算現額24億4,849万5,000円、決算額は25億6,021万4,733円、こちらは予算に対しまして1億1,171万9,733円が多く歳入されております。要因と致しましては、その下の、予算現額より1億1,076万7,515円多い国庫負担金の中の療養給付費等負担金がございます。この負担金は保険者が医療費として支払いました額に対し、国から32%分が交付されるものとなっております。交付額は概算で歳入されますので、先ほど概要でお話ししたとおり、1億1,000万余り多くは入っておりますが、精算分として約1億7,000万円を返還することになっております。

次に、その下の療養給付費交付金でございます。こちらは退職被保険者等に係る医療費が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものとなっております。この退職者医療制度は、平成26年度をもちまして廃止となっております。今、対象となっている方が65歳を迎える平成31年度が終了年度となっております。対象者数は減少しております。また対象者の方の1人当たりの医療費の減によりまして、差額は1,866万8,088円となっております。

裏面をお願い致します。県支出金の県補助金にあります都道府県財政調整交付金の中の普通調整交付金をご覧ください。予算現額との差がマイナス4,666万3,000円となっております。この交付金は医療費の実績の約6%が交付されておりますので、本市の医療費の支出が少なかったことにより、歳入が若干少なかったということで

ございます。

続きまして、繰入金でございますが、予算現額と決算額の差額がマイナス 3 億 5,496 万 5,053 円となっております。一般会計繰入金、いわゆる法定外繰入金のマイナス 3 億 5,496 万 4,000 円を大きな金額として記載をさせていただきました。減額の要因につきましては、概要でお話しさせていただいたとおりでございます。

続きまして、次ページをお願い致します。諸収入でございます。諸収入全体と致しましては、4,194 万 6,779 円の増、内訳と致しましては、延滞金加算金及び過料、一般被保険者延滞金が 2,327 万 6,096 円の増額でございます。延滞金の予算現額につきましては、過去の実績等を参考に積算を致しましたので、決算額の増は収税課の収納の努力だと考えております。

次に、雑入をご覧ください。一番下にあります第三者納付金が 1,812 万 1,881 円増額と記載をさせていただきました。この第三者納付金は、交通事故などで第三者から損害を受けた被保険者が国民健康保険で保険診療を受けた場合に、本市の国民健康保険が負担しました医療費を第三者、ここでいいますと加害者に請求し、これが納められるものでございます。この予算現額につきましても、過去の実績に基づき算出しておりますので、どうしても計算額とは差額が生じております。また、納付件数が 15 件となっております。前年度よりも 8 件ほど増加しております。

歳入の説明につきましては、以上でございます。

資料を 1 枚おめくりください。歳出では予算現額と決算額の差額を不用額という言葉で説明させていただきます。総務費の一般管理費の賃金の欄をご覧ください。237 万 8,286 円が不用額となっております。保険年金課では 5 名の臨時職員を雇用しておりますが、業務内容の見直し等を行った結果、月額で雇用していた方を年度の途中から日額の業務形態と致しましたので、不用額が出ております。

その下の、徴税費全体では 271 万 6,935 円が不用額となっておりますが、こちらにつきましては、被保険者の減少によりまして、需用費の印刷製本費、役務費、通信運搬費、あとは委託料の納税通知書のブックニング委託などの件数が予算に比べまして、実績の件数が少なかったということでございます。

裏面をお願い致します。保険給付費全体では 1 億 9,226 万 6,151 円が不用額でございます。概要でも説明をさせていただきましたが、予想を上回る被保険者の減少が大きな要因と考えております。

続きまして、次のページの裏面をお願い致します。保健事業費をご覧ください。保健事業費全体では 2,343 万 2,290 円の不用額でございます。まず、保健事業費の特定健康診査等事業費の右側の説明及び算出基礎に記載されております各項目の最初にあります(増セ)と(国保)について説明をさせていただきます。(増)ふえると書きまして、片仮名のセ、こちらは健康増進センターの略でありまして、健康増進センターで実施しました特定保健指導にかかった経費を記載しております。(国保)につきましては、保険年金課で実施しました特定健診についてかかった経費の記載となっております。不用額の大きな要因と致しましては、特定健康診査等事業費の

委託料にあります特定健康診査委託料でございます。予算編成時は受診率の目標値を高く積算しておりますので、どうしても決算時には不用額が出てしまうという現状となっております。委託料全体で1,374万3,504円の不用額でございます。この特定健診受診率の向上に向けた対策としましては、受診率の低い市内の東地域の40代から50代の被保険者52名の方へ、職員・非常勤職員が直接電話勧奨を実施しております。また、継続受診を促すために、過去5年間に1回でも特定健診の受診履歴がある方は、そのデータと同世代の方の平均値との比較を掲載した勧奨通知の発送、ライフバスへのポスター掲示等に取り組んでまいりました。今後も電話勧奨、また未受診者への勧奨通知としましては、年代と性別に特化した内容を記載する等受診率の向上には今後も努めてまいりたいと思っております。

それでは、決算書の説明及び算出基礎の、(国保)特定健診啓発品をご覧ください。内容と致しましては、29年度健康グッズ詰め合わせとしまして、歯医者さんがお勧めする歯ブラシと歯間ブラシ等の口腔ケアグッズ、これと健康食品をセットに致しまして、80名の方へ発送致しました。特に口腔ケアグッズは、当選された方から大変役に立つと、こういったものがなかったので、大変ありがたいというようなお声を直接いただいております。富士見市歯科医師会の会長であります小柳委員には、大変なご協力をいただきましたので、この場をお借りしてお礼を言わせていただきたいと思っております。

また、特定健診等事業費の項目の一番下、負担金、補助及び交付金の説明及び算出基礎をご覧くださいますと、特定健康診査等共同広報事業分担金と致しまして4万3,696円と記載があります。これですと決算額との差が若干生じてまいりますので、増進センター分として、保健指導者養成セミナーへの参加負担金3万7,800円が漏れておりましたので、追加の記載をお願い致します。この2つの合計が8万1,496円の決算額となっております。大変失礼致しました。

最後に、保健事業費の保健衛生普及費、負担金、補助及び交付金の不用額499万3,868円の説明をさせていただきます。人間ドックの利用者が被保険者の減少により、積算より少なかったことが要因となりまして、この不用額が出ております。

以上で簡単ではございますが、平成29年度の国保特別会計の歳入歳出の決算説明を終わらせて頂きます。

○会長 大変ありがとうございました。29年度の内容につきまして課長からご説明をいただきました。大変細かい数字で、大変恐縮でございますけれども、ここで続行してしまってよろしゅうございますか。休憩入れたほうがよろしゅうございますか。

ここで、では10分ぐらい休憩しましょうか。

では、こちらの時計で50分になったら再開させていただきます。よろしく願いします。休憩致します。

(午後 2時40分)

○会長 では、再開させていただきます。

(午後 2時50分)

○会長 それでは、質疑ある方につきましては、ご質疑をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 数字の捉え方だと思うのですが、今、一般会計繰入金その他分というのがありますよね。平成28年度が7,200万、平成29年度がおよそ8,000万ということなのですが、この「富士見の国保」というのを見ますと11億になっているのですよね。だから、これはきっと一般会計繰り入れ分その他分というのを何項目か、幾つのそれを合算したものがこれなのですね。一般会計の繰入金でみると、実質的にはこの金額なのだと思いますが、そのほかの部分も含めて11億あるいは12億になってしまうのかしらねということですね。

あと1つ、数字の関係なのだと思いますが、特定健康診査の受診率なのですね。当初予算の見込みが7,600になっているのに対しまして、受診者が6,646件というふうになっているのですよね。「富士見の国保」の88ページを見ますと、人間ドック受診者数を含むとあるのですよね。それ約1,000名の差があるのですよね。こういう数字の捉え方といいますか、イコールという観点とできないのでしょうか。

それから「埼玉県の国保」を見ますと、受診率というのがあるのですよね。ただ、細かい数字は説明がないのですけれども、受診率、全国平均36.3、そして埼玉県は38.6、そして富士見市は43.8%が28年度とあるのですよね。この数字の捉え方は人間ドックの受診者数も入れての数字が「富士見の国保」の中に入っているのですよね。ここの決算資料の中では人間ドックの受診者は含まれていないものなのですよね。

○保険年金課長 はい。

○委員 だから、この捉え方なのだと思いますが、やっぱり統一なりあるのですか。受診率を人間ドックの受診者数も含めると、受診率低くなりますよね。この43.8%というのは入っている数字なのですか、それともこの辺の数字ですか、それはばらばらなのでしょうか、その辺ちょっとお伺いしたい。

○会長 課長。

○保険年金課長 では、一つ一つお答え致します。まず、一般会計からの繰入金についてですが、一般会計繰入金という科目の中には、今ご指摘のあったとおり、保険基盤安定繰入金とか、一般会計繰入金、出産一時繰入金というように何種類かございます。一般会計繰入金以外の繰入金は、法律で、かかった分の何%は入れなければいけないという形が決められており、法定内繰入金と言われるものです。赤字の部分は、29年度の決算でいいますと3億8,000万の、この一般会計繰入金のみをピックアップした数字となっております。私どものほうで赤字、一般会計からの繰入金といいますと、この赤字の部分、3億8,000万だけを指しますが、今、委員のご指摘のあったとおり、大きく一般会計繰入金と捉えますと、出産一時繰入金ですとか事務費が1億ちょっとありますので、合計で11億何ぼになるというような形にな

ります。これから説明する受診率もそうなのですが、何かを含めて全体的に言うのか、その部分をピンポイントでお話しするのかというところで、聞いている委員の方には内訳がその都度違ってきてしまうので、こちらで説明するときには、今後はきっちりこれはこの11億分のうちの幾らですという形で説明をさせていただきたいと思います。

2つ目の受診率、特定健康診査と人間ドックの関係ですが、43.何%と公開しておりますのは、各市町村が報告しております法定報告というものにのっとりました県内の受診率になっております。この受診率の中には、人間ドックの受診率も含めていいとなっておりますので、特定健康診査だけではなく、人間ドックの受診率も含まれている受診率になっております。ではそのうち純粋な特定健康診査は何%なのかというと、今資料はないのですけれども、それを公開というのはどこの市町村もしておりません。

「富士見の国保」の83ページですか、受診率等の推移ということで、対象者数があるのですが、こちらはやはり人間ドックの受診者を含んでおりますので、説明するときには、特定健診の受診者、人間ドックの受診者、ただ表に出ている特定健診の受診率に関しては、人間ドックと特定健診を合わせているということもあるので、対象者数、ここでは人間ドックも含めた人数を出させていただいておりますので、何を中心にするかということで持ってくる数字が若干わかりにくくなってしまうところはあるのかなと思うのですが、特定健診の受診率については、どこの市町村も人間ドックを含めた形でやっているのです、ご了承願えればと思います。

○委員 はい、わかりました。

○会長 よろしゅうございますか。

○委員 はい、ありがとうございます。

○会長 ほかに。

○委員 今の若干関連になるかと思っておりますけれども、一般会計繰入金の表現の仕方というか、説明を聞くと判るのです。通常一般会計繰入金という意味合いを考えると、補助金、繰入金というふうになって、さっき委員が言ったように、資料を見るとそういうような意味で、同じこの決算資料の中でも一般会計繰入金の内訳があった中に、さらに一般会計繰入金という表現があるので、その辺の表現が多分判りにくい。だから、表現が変えられるのであれば、変えてもらえば判り易いかな。それは決算資料の内訳見ないと要は判らないのですね。

○保険年金課長 はい。

○委員 だから、我々だけが知るためには、今のあの記載の方法でも判るのですけれども、多分資料のほうだと総括的なものですから、市からではどのくらい繰入金が出ているのだよというのは、単純に資料を見ただけでは判らないと思うのです。その辺の表現の仕方をもう少し考慮できればなと思います。これは、要望です。

それから、これは最後のページの保健事業費の19番のところで、糖尿病重症化対策事業負担金、これは前にもしかしたら説明あって、聞いているかと思うのですが、

これは、対象者は特に何人ぐらいとか決まっています、何人ぐらいかというのと、その糖尿病重症化対策事業の内容をちょっと説明していただければと思います。

以上です。

○会長 よろしゅうございますか。課長。

○保険年金課長 それでは、まず糖尿病重症化予防という事業についてのご説明をさせていただきます。

こちらの事業ですが、糖尿病性腎症が今は軽い方が、悪化して人工透析へ移行するのを予防するために、埼玉県が埼玉県国民健康保険団体連合会との共同事業で、県としてやっている事業になります。各市が事業を県に委託して行っているものですが、平成29年度は47市町が参加している事業となっております。内容と致しましては、今お話ししたとおり、人工透析に移行する方を少しでも食い止めようということが一番大きな目標となっております。人工透析への移行を食い止めることで、過大な医療費がかかるものを少しでも軽減をしていこうということで始められた事業となっております。

本市は27年度から参加しておりますが、事業の流れとしましては、特定健康診査を受けていただいた方、あとはレセプトで、県がお医者さんとお話ししまして決めた血糖の数値ですとか、そういったものにひっかかる方に対して、軽度の方には勧奨通知を市から通知を出しております。今あなたの数値はこのぐらいなので、放っておくと危険な状態になってしまうので、早目にお医者さん受診してくださいねというような勧奨通知を出しております。

それとは別に、もう一歩進んでしまった方、より重症な糖尿病になる可能性のある方につきましては、県で抽出をさせていただきますして、その方に直接保健指導を受けていただけませんかとお手紙を差し上げております。参加していただきますと、健康増進センターと一緒にやっているのですが、面接をしたりとか、運動は何をやっていますかと、1カ月に何回かお電話をかけさせていただいたりしております。半年間、生活指導と一緒にやらせていただいて、その結果、改善した方に関しては、また半年間延長しまして、その方がよくなっていくまで過程を追っていくと。

事業の概要は以上ですけれども、今ご質問のありました本市の参加人数については資料がありませんので、後ほど28年、29年を比較した表をお知らせというか、皆さんに郵送でお伝えできればと思っております。申し訳ありません。

○会長 よろしゅうございますか。

○委員 はい。

○会長 ほかにございますでしょうか。

○委員 今の関連のところなのですが、この共同事業拠出金のところが予算額と決算額が同じなのです。それで、先ほどから数字が読めなかったのですが、これは予算額ありきなのかというふうに、発生者が多ければどんどん増えるものなのか、要するに予算額があれば、そのままの予算の中の範囲でとどめているのかどうか、その辺はちょっと判らなかつた。要するに予算額と決算額が同じなものです。

から、その辺のどのような形で判断して、その同じにしているのか、ちょっとそこが判らないので、教えていただければ。

○会長 課長。

○保険年金課長 こちらは歳出の共同事業拠出金のところのご質問ということでしょうか。

○委員 はい、そうです。

○保険年金課長 共同事業拠出金をご覧いただきますと、確かに委員ご指摘のとおり、予算現額と決算額はほぼ一緒という形になっております。こちらですが、当初予算の作成時には、支払基金から富士見市の何年度の金額はこうだよということで、概算という形で参ります。本市ではそれを元に予算を立てます。年度が進んでいきますと、富士見市の確定金額はこのぐらいになりますよということで、またお知らせが来ますので、その数字を元に、予算とかけ離れている場合には補正をやらせていただいて、金額を決算に近い形に修正しております。この共同事業拠出金だけではなく、ほかに介護納付金ですとか、ある程度数字が年度の終わりになってきますと、富士見市の支出はこれぐらいですよという内々の内示というか、確定の通知が参りますので、それに関しては数字がかけ離れているときには、皆様にもご審議いただいております補正をやらせていただいておりますので、決算の結果、100円ですとか、そういった単位での差異ということになっております。

○委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○会長 よろしゅうございますか。ほかにありますでしょうか。ございませんか。

「なし」の声

○会長 ないようでございますので、それでは次に進めさせていただきます。

なければ、この辺で質疑を終了させていただきます。

それでは、討論がありますでしょうか。

○委員 私どもは市町村等に働く方と、その家族およそ10万5,000人から成る団体でございます。月ごとの医療機関への受診状況は例年3月がピーク、山で、夏場に底となります。

医療費について申し上げますと、インフルエンザの大流行により、30年3月分は前年同月の29年3月分と比べまして、件数、金額とも約1割ふえ、史上最大でございました。以上です。

○会長 ありがとうございます。

ほかに討論ありますでしょうか。

○委員 それでは、平成29年度の国民健康保険特別会計の歳入歳出決算について、賛成の立場で討論申し上げたいと思います。

事務局からいろいろ説明はございました。定年延長とか、様々な理由によって、国保加入者数も年々減少傾向にあると説明があり、厳しい財政運営となっているというような説明がございました。説明の中で収支の状況を見ますと、毎年一般会計、

先程も話がありましたけれども、一般会計からの繰入金にやはり頼らざるを得ない状況がずっと続いているところでもあります。ただ一方では、国保税の収納率が91.71%と年々向上しているという状況がございます。これは、職員の努力の跡が見受けられるのかなと思っております。

しかし、療養給付費の状況を見てみますと、総額は減少傾向にございますけれども、やはり1人当たりの給付費が年々増加しているという傾向にあります。これは、様々な要因があると思いますが、やはりこれらも1つは高齢者の増加等によるものだなと思っております。この療養給付費の年々増加の理由については、細かい色々あると思っておりますけれども、事務局でもその辺の増加の内容については、様々な方策をとっていると思っております。今後一人一人が健康を意識して、できるようなあらゆる方策を通じて、更なる努力をお願いできればなと思っております。

また、30年度からは冒頭市長からもお話ありましたように、国民健康保険会計が都道府県が財政の運営主体となるということで、市町村は従来どおりの資格管理とか、保険給付、保険税の賦課徴収、保健事業が行われているということですが、都道府県管理になっても、富士見市では更なる厳しい国保運営が求められていると思っております。こういうことの中で、今後事務局においても、いわゆる国保会計の安定的な運営を目指すために、更なる新しい発想とご努力をお願いしまして、討論と致します。

○会長 ありがとうございます。ほかに討論ありますでしょうか。ございませんか。

「なし」の声

○会長 討論がなければ、採決をさせていただきます。

諮問第2号に賛成の皆様方の挙手を願います。

「賛成者挙手」

○会長 挙手全員でございます。よって、諮問第2号は承認されました。

#### ◎報告事項

○会長 続きまして、報告事項、平成30年度国民健康保険税の本算定につきまして事務局よりご説明をお願い致します。

○保険年金課主任 皆様、こんにちは。保険年金課の三村と申します。平成30年度国民健康保険税の本算定について報告させていただきます。着座にて失礼致します。

それでは、資料3をご覧ください。平成30年度国民健康保険税本算定賦課報告と書かれている資料になります。

まず、表の1番、課税内訳（7月1日現在）をご覧ください。こちらに関しては、国民健康保険税の29年度と30年度の金額を掲載させていただくとともに、納税義務者数の世帯数と被保険者数の人数をそれぞれ29年度、30年度を表示させていただいております。表の一番左下の平成30年度課税総額をご覧ください。平成30年度課税総額は、一般被保険者分、退職被保険者等分含めまして21億3,677万5,100円でございます。こちらは昨年29年度の数値と比べますと約5,072万円の

減少となります。こちらの減少となった要因でございますが、大きく増減に絡む要因が2つございます。

1つは、昨年度ご審議を戴きましたとおり、平成30年度より税率改定を実施致しました。そちらによりまして、全体としては増額の傾向となっております。それによる増加傾向というものがまず要因の一つでございます。

それから、要因の2つ目と致しましては、被保険者数の減少がございます。こちらは同じ表の右側に書かれておりますとおり、納税義務者世帯数、被保険者数ともに前年度より減少となっております。減少となっている要因と致しましては、国民健康保険から社会保険等への加入が多かったこと、それと75歳以上の方が加入いただく後期高齢者医療制度への加入の方がやはり多くいらしたということ、その2つの要因が大きく働いております。それによりまして、被保険者数の減少がありましたことにより、納税する方が減れば、課税される金額も減ることがございますので、その要因というものが大きく2つ目でございます。

このたびの約5,072万円の減少というものは、要因の1つ目であります税率改定による増額分よりも、被保険者数の減少による課税総額の減少という2つ目の要因のほうが上回った結果によるものだと考えております。

30年度の課税総額の内訳に関しましては、右側のページにございます3番の表を用いて詳しく説明をさせていただきたいと思っておりますので、続いてその下に書かれております表の2番、納付方法別内訳をご覧ください。国民健康保険税につきましては、大きく3つの方法によりお支払いをいただいております。①一般（自主納付）と書かれているものは、いわゆる納付書による支払いでございます。その下、②番は口座振替で、皆様の預金口座から直接振替をさせていただいている部分でございます。そして、③番、特別徴収は、主に65歳以上の方の年金から天引きをさせていただいている部分になっておりますが、この①から③につきましては、いずれにつきましても減少という形になっております。この要因と致しましては、先ほどご説明差し上げておりますとおり、納税義務者数の減少することにより、こちらに支払う方が減ったことによるものです。

続いて、表の3番、国民健康保険税（当初）課税状況比較について説明します。こちらの表につきましては、国民健康保険税の計算方法が大きく4つ、所得割、資産割、均等割、平等割がございますが、それぞれ医療、支援、介護、3つの計算の内訳となっております。

上から順番に説明します。まず、所得割における医療分につきましては、一般被保険者、退職被保険者等分を含めました小計の金額と致しまして約9億13万円となっております。前年に比べますと約1,524万円の増加となっております。こちらの理由と致しましては、平成30年度税率改定により所得割の医療分の金額について5.9%から6.0%に0.1%増させていただきました。そちらによる増加分が被保険者数の減少による減少分よりも大きく働いたため、約1,524万円の増加となっております。

続きまして、その下、所得割の支援分の金額でございます。同じく小計の金額は、3億3,315万4,816円となっております。こちらは昨年と比べますと約870万円の減少となっておりますが、こちらは所得割の支援分は昨年度と変わらず2.1%のままでございますので、被保険者数の減少による影響でマイナスとなっております。

続いて、その下、介護分の小計の金額は約8,690万円でございます。昨年度より1,090万円増加しております。税率を1.0%から1.2%に0.2%増させていただいておりますので、それによる影響というものが大きく働いているものでございます。

続いて、その下、資産割でございます。資産割による計算方法は、医療分のみとなっております。小計の金額として約1億7,954万円となっており、昨年度と比べますと約1億347万円の減少となっております。資産割の税率を33%から22%と11%減少させておりますので、それによる減少の影響というものが大きく働いているものでございます。

続いて、その下、均等割の金額でございます。医療分の小計約3億1,125万円となっており、昨年度より約8,647万円の増加となっております。均等割の1人当たりの金額を1万1,000円から1万6,100円に変更させていただいておりますので、1人当たり約5,100円の増加となっております。その影響によるものです。

続いて、その下、支援分の小計は約1億3,483万円となっており、昨年度と比べますと約1,298万円の増加となっております。支援分の均等割額は昨年度6,000円だったものを今年度から7,000円とさせていただきました。この1,000円の増加によるものがこの増加の要因となっております。

続いて、介護分でございますが、小計約6,696万円でございます。昨年度より約288万円増えておりますが、介護分の均等割額を1人当たり9,600円から1万600円に変更させていただいております。この1,000円の増額の影響によるものと考えられます。

続いて、その下、平等割額でございますが、こちらは医療分のみ計算方法となっております。小計と致しましては約1億2,398万円となっており、昨年度と比べますと約6,702万円の減少となっております。平等割1世帯当たりの金額を1万6,000円から1万800円に変更させていただきました。この5,200円の減少による影響によるものだと考えられます。

以上、内訳について説明致しました。次に3番の表の下にあります応能・応益割合について説明をさせていただきます。応能・応益割合ですが、まず数値について説明させていただきますと、平成30年度医療分と支援分の応能・応益割合は71%対29%になっております。介護分につきましては、応能・応益割合56%対44%でございます。昨年度と比較致しますと、医療分、支援分につきましては、3%応能分が減少、応益分が増加となっており、介護分につきましては、2%応能割合が増加、応益割合が減少となっております。この応能・応益割合といいますのは、それぞれ応能分は、支払い能力に着目した課税分でございます。具体的には所得割、資産割の全体に占める割合となっております。応益割合は、受益に対する課税の割合と

なっておりまして、具体的には均等割、平等割額の全体に占める割合となっております。

税率改定により、応能分に関係する所得、資産割合の税率改定及び応益分となります均等割、平等割の税率改定をさせていただきましたが、均等割、平等割にあります応益分のほうが応能分でございます所得、資産割合による計算よりも計算方法として増額するような計算方法をとっておりまして、それによりまして、応能・応益割合の変更があったものと考えられます。

こちらに関しての説明は以上となりますが、続いて裏面をご覧いただきたいと思っております。表の4番、国民健康保険税減額状況でございますが、この減額状況というのは、こちら国民健康保険の制度に則ったものでございまして、世帯の中でも合計の所得の金額が一定程度満たない方に対しましては、均等割、平等割の金額をそれぞれ7割から2割減額をさせていただくような制度を設けております。そちらに関する該当人数及び世帯数の推移と、あと軽減額の推移を表にしてまとめたものでございます。内容として細かいもので申し訳ないので、一つ一つ見ることは省略させていただきますが、まず全体として説明させていただきますと、それぞれ7割、5割、2割の該当する人数と世帯数につきまして、平成29年度と30年度を比較致しますと軒並み減少となっております。この減少の要因と致しましては、やはり被保険者数の減少及び納税義務者の減少が大きく影響しているものでございます。

反面、軽減額を見ますと、軽減額の中の均等割に関する金額は昨年度から今年度にかけて増加しております。一方で、平等割に関する軽減額は昨年度から今年度にかけて減少しております。この理由は、税率改定によるものでございます。税率改定により、平成29年度から30年度にかけて均等割の金額を医療分、支援分、介護分、3つ全てそれぞれ増額させていただいております。それにより30年度の軽減額につきましては、その増額になった部分からそれぞれ7割から2割の減少させているもので、件数としては下がってはいますが軽減額としては軽減のもとになっている金額が税率改定により増えたものですから、増加となっております。

一方で平等割の金額につきましては、昨年度から今年度にかけて逆に金額を減少させておりますので、こちらは、該当する件数は減少し、また軽減額も減少となっております。大変簡単で申し訳ありませんが、4番に関する説明は以上とさせていただきます。

続きまして、最後、右側にあります5番、総所得金額等の段階別国民健康保険税に関する調べでございます。平成30年度7月1日現在の国民健康保険に加入されている世帯及び被保険者の方の所得段階別の世帯数及び人数を掲載させていただいております。こちらにつきまして、上から所得が少ない順になっておりまして、下に行けば行くほど総所得金額等が高い方の内容となっております。こちらの件数につきまして一つ一つご説明することは省略させていただきますが、全体の傾向と致しまして、世帯数、被保険者数ともに平成29年度よりも軒並み減少となっております。ただ、その中で細かい構成割合につきましては、少し変化がございまして、例

例えば所得 100 万円未満のいわゆる低所得者の方につきましては、構成割合が昨年度と比べますと、ほんの少しなのですが、0.66%ほど増加しております。また、300 万から 400 万円の世帯の方にほぼ同じぐらいの割合の増加が見られるとともに、500 万から 600 万、そして 700 万円超の方が 0.5%未満の範囲で増加しております。逆に 100 万円から 200 万円、200 万円から 300 万円、400 万円から 500 万円、600 万円から 700 万円の世帯につきましては、0.5%未満の範囲で減少しております。こういった状況にはなりますが、構成割合としては 0.5%程の増減でございますので、大きな変更はないものと思われま。

以上で 30 年度の本算定に関する報告を終わらせていただきます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、今ご報告いただきました件につきまして質疑を受けさせていただきますが、質疑ある方につきましてはお願い致します。ちょっと見にくくて大変申し訳ございません。よろしゅうございますか。

「なし」の声

○会長 ないようでございますので、ただいまご説明いただきました件につきまして、このような形になっているということでご了承願います。

#### ◎その他

○会長 それでは、その他ということですが、委員さんの中から今、その他でご要望等がございましたらばお願い致しますが。

○委員 今日の話は、なかなか数字的な理解が余り十分まだできていないのですけれども、実は今年の 6 月だったですか、国保滞納市町村別の表が新聞に計上されまして、そのときに上位と下位が表示があるのですけれども、これは 2016 年の話なのです、出ているのは。今年の 6 月に。それで、富士見市の状況が何か判らないものですから、富士見市の状況は先ほどの資料で読み取るということもちょっと難しいものですから、できれば 2016 年、今度は 2017 年の状況が今これから出ると思うのですけれども、富士見市の国保滞納の状況、順位とか、それと差し押さえというのをよその市町村ではあるみたいなので、その辺が数字的なことがここで出していただければちょっと聞かせていただければと思います。

○会長 収税課長。

○収税課長 それでは、所管が収税課ですので、私のほうからご回答させていただきます。

国民健康保険の収納率の順位と県内順位等なのですけれども、40 市中、29 年度現年分で収納率 91.7%、28 年度に比べて 1.74%伸びております。順位でいきますと、28 年が 30 位に対しまして、29 年度は 27 位と 3 位ですけれども、上がっていると。滞納繰越分でいきますと、29 年度収納率が 27.9%、前年よりも 4.6%と、これは非常に伸ばしたところでございます。県内順位でいきますと、28 年度

は10位でしたが、29年度は6位という形でございます。また、伸び率なのですからけれども、これは28年度からの伸び率なのですからけれども、伸び率が県内では現年で40市中4位の伸びを見せた。また、滞繰では6位、現年、過年合わせて合計で4位という順位となっております。これが収納率と順位でございます。

続きまして、差し押さえの部分でございますが、国民健康保険の部分ですが29年度は債権、これはいろんなものがあるのですけれども、差し押さえでいきますと、債権、預金だとか、生命保険等々でございます。合計すると約500件の差し押さえをさせていただきます。件数的には以上でございます。

○委員 ありがとうございます。

○会長 よろしゅうございますか。

○委員 はい。

○会長 ほかにありますでしょうか。ございませんか。

「なし」の声

○会長 なければ、事務局のほうでありますか。ないですか。

「なし」の声

#### ◎会議録の確認

○会長 なければ、会議録の確認をさせていただきます。

次に、会議録の確認ですが、後日会議録がまとまり次第、梶美智子委員と池内委員に署名をお願い致します。

#### ◎閉会の宣告

○会長 以上をもちまして、本日の会議は終了致しましたので、閉会ということに致します。

それでは、会長代理でございます吉野委員のほうからご挨拶をお願い致します。

○会長代理 皆さん長時間にわたりましてありがとうございました。

今回市長から2点の諮問がございました。諮問第1号、2号ということで慎重審議ありがとうございます。おかげさまで全員賛成のもとに承認をしていただきました。

これからもまだまだ暑さが続くわけでございますけれども、健康にご留意をいただきまして、この国保運協にご協力をいただきますよう心からお願いを申し上げます。閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。

(午後 3時35分)

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年 月 日

会議録署名委員 会長

委員

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。